

第 13 回 投資等ワーキング・グループ会合 遠隔教育に関する問題意識

平成 29 年 4 月 5 日
投資等ワーキング・グループ
座長 原 英史

<高等学校における遠隔教育（合同授業除く）の概要>

- 従前からいわゆる合同授業（同時双方向・同時中継で双方に教員および生徒がいる授業）は行うことは可能であったが、H27 年度から学校教育法施行規則等（※）に位置づけられ、全日制・定時制課程の高等学校における合同授業ではない遠隔教育が可能となった。
- 全日制・定時制課程の高等学校は対面授業が原則であるが、高等学校が、対面での授業と同等の教育効果を有すると認めるとき、同時双方向型の上記の遠隔教育を行える。
- 上記の遠隔教育は、高等学校の全課程の修了要件 74 単位のうち、36 単位までを上限とする（但し、各授業において、教科・科目等の特性に応じて相当の時間数の対面授業を実施すること）。

※（学校教育法施行規則第 88 条の 2）

高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（学校教育法施行規則第 96 条 2 項）

前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき 74 単位のうち、第 86 条の 2 に規定する授業の方法により修得する単位数は 36 単位を超えないものとする。

<問題意識>

上記の施行規則等の改定を踏まえ、投資等 WG 会合（第 5 回、第 9 回）において議論したところ、有識者および委員より下記の論点について問題提起があったことをうけ、それぞれについて見解を伺いたい。

1. 高等学校の遠隔教育における単位数制限の見直しについて

<第 5 回投資等 WG 会合を踏まえた問題意識>

現状、高等学校での遠隔教育は卒業に必要な単位の半分以下に制限されており、また科目ごとに、一部、対面授業を実施している。

学校の統廃合が進む過疎地の実情を考え、単位数制限の見直しを検討してはどうか。

<第 5 回投資等 WG 会合における意見>

- 過疎地等において現実に廃校などが進んでいる現状を踏まえ、遠隔教育の活用により学校を維持させることを検討していくべきではないか。
- 必要な単位数の上限や、一部対面が必要だという制約があるが、より柔軟化できる方法を検討すべきではないか。

2. 遠隔教育に関する著作権上の扱い

<第5回・9回投資等WG会合を踏まえた問題意識>

現状、学校教育における著作権法（第35条）の解釈を示すガイドライン等がないため、教育現場では委縮効果が生じ、従来の対面でなされている教室の授業と同様の授業ができないとの指摘がある。

対面授業や合同授業と同等に遠隔授業を実施する観点から、受信側にのみ生徒がいる場合についても、①授業の教材の配布や演奏を行えるようにする、②学校の先生と学生のみが認証された後にアクセス出来るサーバー環境に保存し、自宅等の授業を受ける場所以外からのアクセスができるようすべきではないか。

3. 中学校への展開について

<第5回投資等WG会合を踏まえた問題意識>

現状、合同授業ではない遠隔教育は高等学校でのみ認められているが、ICTを活用した教育の質の向上（※1）や教育格差の是正に果たす役割が注目されていることは中学校も同様である。加えて、遠隔教育の活用により、学校の統廃合が進む過疎地の実情に歯止めをかけるという観点からも、中学校への展開も認めてはどうか。

さらに、現状はすべての授業について、「対面」が必須となっているが、過疎地の実情を考えると、受信側の教室には、担当教科以外の職員の配置でもよいとするなどの措置を検討してはどうか。

- ※1 ・ICTの活用により、一人一人の学習ニーズや個性等に応じた分かりやすい授業・学習の実現や、時間的・空間的制約を超えて、いつでも、どこでも受けられる教育の実現、(中略)、教育の質の向上につながる事が期待される（「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめより）
- ・初等中等教育において、社会や世界の変化に対応した「社会に開かれた教育課程」を実現し、ITや外部人材・民間ノウハウを積極的効果的に活用しながら、創造的に課題を発見・解決してイノベーションにつなげていくために必要な知識や思考力・判断力、完成やリーダーシップ、チャレンジする力などを効果的に育むことが必要である（平成28年1月25日産業競争力会議決定）。

<第5回投資等WG会合における要望・意見>

- 現状は、遠隔教育は高等学校に限定されている。しかし、多様な人材による教育の必要性や地方での問題は、当然、中学校にも存在するものであり、中学校においても、遠隔教育を認めるべきである。
- 遠隔授業が廃校問題の解決策の一つになってほしいという期待から、中学において、(高校と同様に)卒業要件に足る遠隔授業を実施可能にする制度要件の整備が必要である。

4. 教員免許の弾力化について

<第5回投資等WG会合を踏まえた問題意識>

現在、教員免許保有者以外の者による単独での授業に厳しい制約がある。今後、新しい学びとして英語の早期教育化やプログラミング教育等が必修化されるなかで、教育格差の是正や、教育の教育水準の保持といった観点より、日本再興戦略 2016 の官民連携強化（※1）の取組に加えて、現在の教員免許の弾力化を検討してはどうか。

※1 文部科学省を中心に経済産業省や総務省が連携して、本年度（2016年度）中に学校関係者やIT関連企業・ベンチャーなどで構成される官民コンソーシアムを設立し、優れた教育コンテンツの開発・共有や学校への外部人材の派遣などのITを活用した教育を加速させる官民連携による取組を開始する（日本再興戦略 2016「Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化・チャレンジ精神あふれる人材の創出等」より）

<第5回投資等WG会合における要望・意見>

- 遠隔教育の推進により、社会で活躍する多様な人材が教育に関わることが可能になるが、教員免許を持たない者の学校現場における教育には制度的な制限がある。特に、英語・プログラミングが小学校から必修化される中、これらを教える教員不足の解消は不可欠である。

免許外教科担任制度について

◆教育職員免許法

(昭和二十四年五月三十一日法律第四百七十七号)

附則

- 2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

◆活用状況 →別紙

◆過去の指摘例

○平成3年、総務庁行政監察局「義務教育諸学校等に関する行政監察」の中で、免許外教科担任制度に関して指摘。

○平成13年度の会計検査院の決算検査で指摘。

「中学校における免許外教科担任をみだりに行うことにより、教員の免許制度の目的が形骸化し、ひいては教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として都道府県に対し多額の国庫負担金を交付している義務教育費国庫負担制度の趣旨を損なうおそれがある」との視点で、「免許外教科担任の解消が一層図られるよう」改善を求めた。

免許外教科担任の許可件数（都道府県別）

都道府県名	中学校			高等学校			合計			対前年度増減	
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	増減数	増減率
1 北海道	1,365	1,228	1,082	263	254	252	1,628	1,482	1,334	-148	-10.0%
2 青森県	319	307	296	157	165	155	476	472	451	-21	-4.4%
3 岩手県	182	163	167	128	127	135	310	290	302	12	4.1%
4 宮城県	169	169	169	145	104	88	314	273	257	-16	-5.9%
5 秋田県	68	68	59	98	81	76	166	149	135	-14	-9.4%
6 山形県	120	113	137	97	83	89	217	196	226	30	15.3%
7 福島県	588	346	283	178	164	144	766	510	427	-83	-16.3%
8 茨城県	33	25	25	128	116	101	161	141	126	-15	-10.6%
9 栃木県	153	151	122	2	2	1	155	153	123	-30	-19.6%
10 群馬県	60	65	58	34	27	26	94	92	84	-8	-8.7%
11 埼玉県	2	0	0	3	3	2	5	3	2	-1	-33.3%
12 千葉県	259	358	383	113	93	85	372	451	468	17	3.8%
13 東京都	0	0	0	33	37	33	33	37	33	-4	-10.8%
14 神奈川県	134	144	149	196	205	173	330	349	322	-27	-7.7%
15 新潟県	140	158	148	154	155	161	294	313	309	-4	-1.3%
16 富山県	62	58	59	99	94	90	161	152	149	-3	-2.0%
17 石川県	85	78	77	194	175	169	279	253	246	-7	-2.8%
18 福井県	136	109	103	13	7	8	149	116	111	-5	-4.3%
19 山梨県	86	71	45	29	35	32	115	106	77	-29	-27.4%
20 長野県	64	61	60	259	260	239	323	321	299	-22	-6.9%
21 岐阜県	357	335	331	123	121	96	480	456	427	-29	-6.4%
22 静岡県	378	378	341	162	161	142	540	539	483	-56	-10.4%
23 愛知県	118	137	129	96	84	79	214	221	208	-13	-5.9%
24 三重県	71	77	68	52	69	58	123	146	126	-20	-13.7%
25 滋賀県	9	14	11	32	32	30	41	46	41	-5	-10.9%
26 京都府	56	54	57	10	10	11	66	64	68	4	6.3%
27 大阪府	116	134	112	50	28	28	166	162	140	-22	-13.6%
28 兵庫県	254	271	245	24	15	21	278	286	266	-20	-7.0%
29 奈良県	16	17	12	3	2	3	19	19	15	-4	-21.1%
30 和歌山県	254	260	269	106	118	107	360	378	376	-2	-0.5%
31 鳥取県	4	6	7	58	46	48	62	52	55	3	5.8%
32 島根県	27	28	29	41	46	44	68	74	73	-1	-1.4%
33 岡山県	20	20	17	13	14	17	33	34	34	0	0.0%
34 広島県	225	221	292	123	125	119	348	346	411	65	18.8%
35 山口県	149	147	175	177	161	153	326	308	328	20	6.5%
36 徳島県	203	218	213	86	88	91	289	306	304	-2	-0.7%
37 香川県	162	145	125	30	36	33	192	181	158	-23	-12.7%
38 愛媛県	144	163	142	59	55	49	203	218	191	-27	-12.4%
39 高知県	145	134	126	71	55	63	216	189	189	0	0.0%
40 福岡県	54	46	50	57	70	64	111	116	114	-2	-1.7%
41 佐賀県	2	2	2	31	29	28	33	31	30	-1	-3.2%
42 長崎県	102	100	94	94	85	83	196	185	177	-8	-4.3%
43 熊本県	178	172	165	55	42	38	233	214	203	-11	-5.1%
44 大分県	269	238	237	<u>72</u>	63	61	<u>341</u>	301	298	-3	-1.0%
45 宮崎県	156	164	210	19	23	46	175	187	256	69	36.9%
46 鹿児島県	106	96	90	16	19	16	122	115	106	-9	-7.8%
47 沖縄県	169	97	200	131	122	93	300	219	293	74	33.8%
合計 (対前年減少率)	7,769	7,346 (-5.44%)	7,171 (-2.38%)	4,114	3,906 (-5.06%)	3,680 (-5.79%)	11,883	11,252	10,851	-401	-3.6%

【訂正】平成25年度の件数に一部誤りがありましたのでご注意ください。(太字、下線の部分が修正箇所となります。)